

第2章 方法書に対する意見の概要

(空白ページ)

第 2 章 方法書に対する意見の概要

2.1 方法書に対する市民等意見の概要

方法書は、仙台市環境影響評価条例第 8 条第 1 項に基づき、令和 5 年 8 月 14 日から令和 5 年 9 月 13 日までの 1 カ月間、縦覧を行い、同条例第 9 条第 1 項に基づき、縦覧期間を含め 9 月 27 日まで意見書の受付を行った。

意見書受付期間を通じて市民等からの意見の提出はなかった。

2.2 方法書に対する市長の意見

方法書に対する仙台市長意見（令和 6 年 1 月 4 日）は次頁以降に示すとおりである。

R5 環環企第 1436 号
令和 6 年 1 月 4 日

大和ハウス工業株式会社 東京本店
執行役員 東京本店長 更科 雅俊 様

仙台市長 郡 和子



(仮称)DPL仙台長町Ⅱ計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について

仙台市環境影響評価条例第 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年 8 月 8 日付で提出のありました標記方法書について、同条例第 10 条第 1 項に基づく環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 大和ハウス工業株式会社 東京本店
代 表 者 の 氏 名 執行役員 東京本店長 更科 雅俊 様
主たる事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋 3 丁目 13 番 1 号
- 2 対象事業の名称
名称 (仮称)DPL仙台長町Ⅱ計画
種類 大規模建築物の建設の事業
規模 延べ面積 約 150,000 平方メートル
- 3 対象事業実施区域
仙台市太白区郡山 6 丁目 7 番 1 号 外 地内
- 4 環境の保全及び創造の見地からの意見
別紙のとおり

【担当】仙台市環境局環境部環境企画課環境影響評価係
〒980-8671 仙台市青葉区二日町 6-12
MSビル二日町 5 階
電話:022-214-8219、FAX:022-214-0580

1 全体事項

- (1) 計画地南側の道路は交通渋滞が多発しており、本事業の供用後は業務用車両の右折出庫により、交通へのさらなる負荷が予想される。場内車両走行ルートの設定および入出庫口の配置について、現在の渋滞状況はもとより、都市計画道路の開通後の状況も考慮し、また、隣接する DPL 仙台長町との機能連携(施設共有)による効率化についても検討すること。
- (2) 各項目の予測条件の設定においては、計画地周辺の渋滞状況を考慮するとともに、本事業の供用により想定される交通渋滞のみならず、物流倉庫が 24 時間稼働となることも想定すること。
- (3) 本事業は前所有者による土壌調査および浄化措置の完了後に着工されることから有害物質を工事中の配慮事項としているが、それらの経緯や有害物質の使用履歴等についても準備書に記載すること。
- (4) 住民説明会にはある程度の人数が参加していた一方、郵送等による意見書の提出が全くなかったことをふまえ、準備書に対する意見の募集においては、電子メール等を併用し、住民がより利用しやすい方法を用いること。
- (5) 計画地北東に隣接する児童発達支援センターおよび計画地北側の郡山住宅児童公園についても、保全対象として適切に予測評価を行うこと。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 供用後は、計画地内外において業務用車両が渋滞等で滞留する状況が想定されることから、供用後の資材・製品等の運搬・輸送による大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の予測においては、計画地外の交通量のみを発生源とするのではなく、計画地内外における業務用車両の滞留時間や速度変化による影響も含めること。
- (2) 大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については、発生源が高い位置にある場合、必ずしもその直近で影響が最大になるとは限らないため、濃度分布から最大着地濃度地点を求め、その濃度を確認すべきである。本事業供用後の施設内では、業務用車両が上階に移動する際に停止や発進を繰り返すことになるため、上階まで移動する業務用車両も発生源とし、高さ方向についても予測を行うこと。

(3) 供用後に計画されている業務用車両の右折出庫や西向きメインルート走行により、計画地南側の道路が特に西向きに渋滞すると予想されることから、大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)および騒音について、計画地南西側に予測地点を設定すること。

(4) 渋滞状況や走行速度、大型車・小型車の割合によっても排ガス量や騒音レベルが変わってくることから、自動車交通に関する調査においてはこれらの状況を時間帯ごとに丁寧に把握し、予測に反映させること。

(日照障害)

(5) 計画地北側に共同住宅や樹量が多めの神社や小学校があるが、施設の存在に起因する日当たりの変化による影響について把握し、必要な場合は配慮すること。

(廃棄物等)

(6) 供用後の廃棄物については、物流倉庫を使用するテナントの情報が入り次第、再資源化を含めた廃棄物の発生予測を適切に見直すこと。

第3章 方法書への意見に対する事業者の見解

(空白ページ)

第3章 方法書への意見に対する事業者の見解

方法書への仙台市長意見（令和6年1月4日）に対する事業者の見解を表3-1に示す。
 なお、方法書に対する市民等からの意見はなかった。

表3-1(1) 方法書等に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
1 全体事項		
(1) 計画地南側の道路は交通渋滞が多発しており、本事業の供用後は業務用車両の右折出庫により、交通へのさらなる負荷が予想される。場内車輛走行ルートの設定および入出庫口の配置について現在の渋滞状況はもとより、都市計画道路の開通後の状況も考慮し、また隣接するDPL仙台長町との機能連携(施設共有)による効率化についても検討すること。	<p>計画地南側の道路(市道長町籠ノ瀬線)の交通渋滞への影響を可能な限り小さくするため、業務用車両及び従業員車両の全ての車両は、国道4号を経由せず計画地西側の一般県道仙台名取線を利用するように、入居するテナント及び従業員へ推奨します。また、計画地へ速やかに入場出来るように業務用車両の入出庫口を計画地の西端に設けました。</p> <p>本環境影響評価では、計画地西側の一般県道仙台名取線を経由する車両が走行することを条件に予測を行いました。</p> <p>また、DPL仙台長町との機能連携については、既存のDPL仙台長町の配送トラックが必要に応じ給油所を利用します。また、一般駐車場の利用(約25台)があります。</p> <p>※給油所の連携によりDPL仙台長町の駐車場の一部が通路となるため、減少分については、本事業の計画地内に設置し共有します。</p>	<p>第1章 1.4 事業の内容</p> <p>関係法令の確認がまだ未了のため検討中である。</p>
(2) 各項目の予測条件の設定においては、計画地周辺の住宅状況を考慮するとともに、本事業の供用により想定される交通渋滞のみならず、物流倉庫が24時間稼働となることも想定すること。	<p>大気質、騒音、振動の供用時における「資材・製品・人等の運搬・輸送」に係る予測にあたっては、本施設が24時間稼働するものとして予測しました。</p>	<p>第1章 1.4 事業の内容</p> <p>第8章 8.1 大気質 8.2 騒音 8.3 振動</p>

表 3-1(2) 方法書等に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(3) 本事業は前所有者による土壌調査及び浄化措置の完了後に着工されることから有害物質を工事中の配慮事項としているが、それらの経緯や有害物質の使用履歴等についても準備書に記載すること。</p>	<p>前所有者が実施した土壌調査において確認された有害物質の調査結果を踏まえ、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の状況について、仙台市HP で公表されている情報を準備書に記載しました。</p>	<p>第1章 1.4 事業の内容 1.4.5 土壌汚染対策の状況</p>
<p>(4) 住民説明会にはある程度の人数が参加していた一方で、郵送等による意見書の提出が全くなかったことをふまえ、準備書に対する意見の募集においては、電子メール等を併用し、住民がより利用しやすい方法を用いること。</p>	<p>準備書に係る意見の徴収方法について、郵送・ファックスの他に、電子メールも併用します。電子メールによる意見徴収の案内は、準備書の公告・縦覧及び住民説明会で案内します。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 計画地北東に隣接する児童発達支援センターおよび計画地北側の郡山住宅児童公園についても、保全対象として適切に予測評価を行うこと。</p>	<p>『児童発達支援センターなのはな園』、『郡山住宅児童公園』を保全対象施設として取り扱い、『児童発達支援センターなのはな園』については大気質、騒音、振動、『郡山住宅児童公園』については自然との触れ合いの場を対象として影響の程度を予測しました。</p>	<p>第6章 6.2.5 環境の保全等について配慮が必要な施設等 第8章 8.1 大気質 8.2 騒音 8.3 振動 8.8 自然との触れ合いの場</p>
<p>2 個別事項</p>		
<p>(大気環境)</p>		
<p>(1) 供用後は、計画地内外において業務用車両が渋滞等で滞留する状況が想定されることから、供用後の資材・製品等の運搬・輸送による大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の予測においては計画地外の交通量のみを発生源とするのではなく、計画地内外における業務用車両の滞留時間や速度変化による影響も含めること。</p>	<p>大気質、騒音、振動の供用時における「資材・製品・人等の運搬・輸送」に係る予測にあたっては、計画地内外での業務用車両の滞留時間と、建屋内外を走行する際の速度変化を踏まえて影響の程度を予測しました。</p>	<p>第8章 8.1 大気質 8.2 騒音 8.3 振動</p>

表 3-1 (3) 方法書等に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(2) 大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については、発生源が高い位置にある場合、必ずしもその直近で影響が最大となるとは限らないため、濃度分布から最大着地濃度地点を求め、その濃度を確認すべきである。本事業供用後の施設内では、業務用車両が上階に移動する際に停止や発進を繰り返すことになるため、上階まで移動する業務用車両も発生源とし、高さ方向についても予測を行うこと。</p>	<p>大気質の供用時における「資材・製品・人等の運搬・輸送」に係る予測にあたっては、建屋 5 階まで行き来する移動車両を考慮し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響の程度を予測するとともに、最大着地濃度地点及び濃度分布について整理しました。</p>	<p>第 8 章 8.1 大気質</p>
<p>(3) 供用後に計画されている業務用車両の右折出庫や西向きメインルート走行により、計画地南側の道路が特に西向きに渋滞すると予想されることから、大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)及び騒音について、計画地南西側に予測地点を設定すること。</p>	<p>業務用車両の走行ルートを踏まえ、大気質、騒音、振動の工事中における「資材等の運搬」、供用時の「資材・製品・人等の運搬・輸送」に係る調査、予測地点を計画地南西側に 1 地点追加しました。</p>	<p>第 8 章 8.1 大気質 8.2 騒音 8.3 振動</p>
<p>(4) 渋滞状況や走行速度、大型車・小型車の割合によっても排ガス量や騒音レベルが変わってくることから、自動車交通に関する調査においてはこれらの状況を時間帯ごとに丁寧に把握し、予測に反映させること。</p>	<p>現地調査では、時間区分ごとに走行速度、大型車・小型車台数を測定し、渋滞時及び通常時の交通状況を把握し、影響が最大となる時点を想定し予測を行いました。走行速度については、全走行車両のうち下記の区分で計 240 台を抽出し、区分別、上下線別に平均を算出しました。</p> <p>【昼間：平常時 2 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上り線、下り線別 2 区分×10 台 ・ 大型車、小型車別 2 区分×10 台 <p>合計 80 台</p> <p>【昼間：混雑時 2 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上り線、下り線別 2 区分×10 台 ・ 大型車、小型車別 2 区分×10 台 <p>合計 80 台</p> <p>※交通量が多い 7 時と 17 時を対象</p> <p>【夜間：平常時 2 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上り線、下り線 2 区分×10 台 ・ 大型車、小型車 2 区分×10 台 <p>合計 80 台</p> <p>合計 240 台</p>	<p>第 8 章 8.1 大気質 8.2 騒音 8.3 振動</p>

表 3-1 (4) 方法書等に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
(日照障害)		
<p>(5) 計画地北側に共同住宅や樹量が多めの神社や小学校があるが、施設の存在に起因する日当たりの変化による影響について把握し、必要な場合は配慮すること。</p>	<p>存在時における「工作物等の出現」に係る日照障害の予測にあたっては、北側の共同住宅や神社、小学校への影響の程度について予測しました。</p> <p>なお、建築の検討においては近隣住居等への影響を低減するため、法規制に係る日影時間が、法規制に係る規制値内に収まるよう検討しています。</p>	<p>第 8 章 8.5 日照障害</p>
(廃棄物等)		
<p>(6) 供用後の廃棄物については、物流倉庫を使用するテナントの情報が入り次第、再資源化を含めた廃棄物の発生予測を適切に見直すこと。</p>	<p>供用時における「施設の稼働」に係る廃棄物等の予測にあたっては、既存の DPL 仙台長町のテナントを参考に入居するテナント(業種)を想定し、予測を行いました。</p>	<p>第 1 章 1.4 事業の概要</p> <p>第 8 章 8.9 廃棄物等</p>

第4章 方法書からの変更内容の概要

(空白ページ)

第4章 方法書からの変更内容の概要

方法書に対する市長意見（令和6年1月4日）及び仙台市環境影響評価審査会での意見や助言、事業計画の詳細検討等を踏まえ、方法書から変更した内容の概要を以下に示す。

4.1 事業計画に関する事項

事業計画について方法書から変更した内容は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 事業計画に関する変更内容の概要

項目	変更等の内容	変更に至った理由
施設配置計画	・配置計画図兼1階平面図、各階平面図、断面図を詳細計画図とした。階数は6階から5階に変更した。	事業検討が進捗したため
	・配送車両の進入路は市道長町籠ノ瀬線の渋滞を避け、速やかに入場できるよう計画地西側に1箇所を設けた。	仙台市環境影響評価審査会におけるご意見
交通計画	・工事用車両の走行ルートは、計画地南側西側道路（市道長町籠ノ瀬線）を主要道路として使用する。このことは工事関係者に徹底する。	仙台市環境影響評価審査会におけるご意見
緑化計画	・4階屋根となる5階の一部には屋上緑化を施すこととする。	仙台市環境影響評価審査会におけるご意見
排水処理計画	・排水処理計画を記載した。供用時は雨水、汚水ともに下水道放流とする。 ・工事中の濁水処理方法として、仮設沈砂槽を設置することについて記載した。	仙台市環境影響評価審査会におけるご意見
環境の保全及び創造等に係る方針	・土地の前所有者が実施した土壌汚染に係る調査結果に基づき、土壌汚染対策法における区域指定について、仙台市が公表している情報を記載した。	仙台市環境影響評価審査会におけるご意見
	・計画地北東に隣接する児童発達支援センター及び計画地北側の郡山住宅児童公園を、保全対象として扱い、影響が想定される環境要素ごとに予測及び評価を実施した。	仙台市長意見

4.2 環境影響評価項目に関する事項

環境影響評価項目の選定について方法書から変更した内容は、表 4-2～表 4-3 に示すとおりであり、仙台市環境影響評価審査会における助言を踏まえ、『その他：交通量』を配慮項目として追加した。

表 4-2 環境影響評価項目の選定（変更後）

環境影響要素の区分	環境影響要因の区分	工事による影響					存在による影響			供用による影響			その他							
		資材等の運搬	重機の稼働	切土・盛土・発破・掘削等	既存建築物の解体	建築物等の建築	工事に伴う排水	その他	変換後の地形	樹木伐採後の状態	変換後の河川・湖沼	工作物等の出現		その他	自動車・鉄道等の走行	施設の稼働	人の居住・利用	有害物質の使用	農業・肥料の使用	資材・製品・人等の運搬・輸送
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○									-					○	
			二酸化硫黄																	
			浮遊粒子状物質	○	○											-				○
			粉じん			○	-													
			有害物質（アスベスト）				-													
			その他																	
		騒音	騒音	○	○										※				○	
		振動	振動	○	○										※				○	
		低周波音	低周波音												※					
		悪臭	悪臭												-					
	その他	交通量	※																※	
	水環境	水質	水の汚れ												※					
			水の濁り						※											
			富栄養化																	
			溶存酸素																	
			有害物質				※											※		
			水温																	
		その他																		
		底質	底質																	
		地下水汚染	地下水汚染						※										※	
		水象	水源																	
	河川流・湖沼																			
	地下水・湧水							※					-							
	海域																			
	その他	水辺環境																		
土壌環境	地形・地質	現況地形																		
		注目すべき地形																		
		土地の安定性																		
	地盤沈下	地盤沈下																		
	土壌汚染	土壌汚染						※										※		
	その他																			
その他の環境	電波障害	電波障害											○							
	日照阻害	日照阻害											○							
	風害	風害											○							
	その他																			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種																		
		植生及び注目すべき群落																		
		樹木・樹林等（緑の量）									※									
動物	動物相及び注目すべき種（鳥類・昆虫類）	-	-	-																
	生態系	地域を特徴づける生態系																		
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的遺産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源												○						
		文化的景観資源													○					
		眺望													○					
	自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	○	○									○					○		
文化財	指定文化財等																			
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物																○		
		残土							○											
		水利用																-		
		その他																		
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○														○		
その他の温室効果ガス	-	-															-			
オゾン層破壊物質																				
熱帯材使用																	※			
その他																				

注 ◎：重点項目 ○：一般項目 △：簡略化項目 ※：配慮項目、-：非選定を示す。

- ：『仙台市環境影響評価技術指針マニュアル（2019年1月）仙台市』において標準的に設定され、本事業で選択するもの。
- ◎：『仙台市環境影響評価技術指針マニュアル（2019年1月）仙台市』において標準的に設定されるが、本事業で扱わないもの。
- △：『仙台市環境影響評価技術指針マニュアル（2019年1月）仙台市』において設定されていないが、本事業で扱うもの。

※1 方法書時点から変更した箇所を赤字とした。

表 4-3 環境影響評価項目の選定結果まとめ

環境影響要素		選定※1	環境影響要因		選定/非選定の理由
大気質	二酸化窒素	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行、重機の稼働に伴う排出ガスによる周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
		—	供用	・施設の稼働	二酸化窒素の影響が考えられるような大規模なボイラー等燃焼施設の設置は予定していないため、非選定とする。
		○	供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	製品等の運搬に伴う排出ガスによる周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
	浮遊粒子状物質	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行、重機の稼働に伴う排出ガスによる周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
		—	供用	・施設の稼働	浮遊粒子状物質の影響が考えられるような大規模なボイラー等燃焼施設の設置は予定していないため、非選定とする。
		○	供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	製品等の運搬に伴う排出ガスによる周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
粉じん	○	工事	・切土・盛土・発破・掘削等	掘削等工事において、発生する粉じんによる周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。	
騒音	騒音	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、重機の稼働に伴う建設作業騒音による周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
		※	供用	・施設の稼働	発生源として、屋外では空調の室外機※3が、屋内ではフォークリフト、自動倉庫、段ボール圧縮機等があり、影響は小さいと考えられるが、近隣に住居等があることから、配慮項目とする。
		○	供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	製品等の運搬に伴う騒音による周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
振動	振動	○	工事	・資材等の運搬 ・重機の稼働	工事用車両の走行に伴う道路交通振動、重機の稼働に伴う建設作業振動による周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
		※	供用	・施設の稼働	発生源として、屋外では空調の室外機が、屋内ではフォークリフト、自動倉庫、段ボール圧縮機等があり、影響は小さいと考えられるが、近隣に住居等があることから、配慮項目とする。※3
		○	供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	製品等の運搬に伴う振動による周辺の住居等への影響が考えられることから、一般項目とする。
低周波音	低周波音	※	供用	・施設の稼働	発生源として屋外では空調の室外機が考えられ、影響の小さいものを設置するが、近隣に住居等があることから、配慮項目とする。
悪臭	悪臭	—	供用	・施設の稼働	悪臭を発生させる施設の設置は予定していないため、非選定とする。
その他	交通量※2	※	工事	・資材等の運搬	工事用車両の走行に伴い周辺道路の渋滞が考えられることから配慮項目とする。
		※	供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	製品等の運搬に伴い周辺道路の渋滞が考えられることから配慮項目とする。

※1 「選定」欄の記号は右のとおり。○：一般項目、◎：重点化項目、※：配慮項目、—：非選定。なお、同種事業（大規模建築物の建築）で典型的に選定される組合せ（要因×要素）について、本事業の特性を勘案し非選定とした場合に非選定理由を示した。

※2 方法書時点から変更した箇所を赤字とした。

※3 空調用室外機は、1階～屋上の北面を中心に全約160台を設置予定である。北側の敷地境界及び仙台郡山住宅建屋における騒音レベルについて予測した結果、北側敷地境界で約42dB、仙台郡山住宅建屋で約41dBであった。なお、遮音壁の設置によりさらに減衰するものと考えられる。

4.3 調査、予測、評価手法に関する事項

調査、予測、評価手法に関して方法書からの変更内容の概要は表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 方法書からの変更内容の概要（調査、予測及び評価手法に関する事項）

環境影響評価項目	変更等の内容	変更に至った理由
大気質	・計画地南の道路(市道長町籠ノ瀬線)の西側に予測地点(1地点)を追加した。	仙台市長意見
	・予測地域に最大着地濃度地点を整理することを明記した。	仙台市長意見
	・建物内を走行する大型車を想定し、各フロアに発生源を設定し予測を行うこととした。	仙台市長意見
	・市道長町籠ノ瀬線の走行速度調査結果を踏まえ、渋滞を想定した走行速度の条件で予測を行った。	仙台市長意見
騒音	・交通量調査は24時間調査とすることを明記した。	仙台市長意見
	・走行速度については、方向別に大型車、小型車それぞれについて、昼(6時～22時)、夜(22時～6時)各10台を対象に2回ずつ計測するとともに、そのほかに通退勤の混雑時(7時及び17時)についても対象都市、計240台の走行速度を計測した。	仙台市長意見
	・道路交通騒音の調査及び予測地点として、計画地南の道路(市道長町籠ノ瀬線)の西側に予測地点(1地点)を追加した。	仙台市長意見
	・環境騒音の調査及び予測地点として、なのはな園を追加した。	仙台市長意見
振動	・道路交通振動の調査及び予測地点として、計画地南の道路(市道長町籠ノ瀬線)の西側に予測地点(1地点)を追加した。	仙台市長意見
	・環境振動の調査及び予測地点として、なのはな園を追加した。	仙台市長意見
自然との触れ合いの場	・調査及び予測地点として郡山住宅児童公園を追加した。	仙台市長意見
廃棄物等	・物流倉庫から発生する廃棄物の他、託児所など物流倉庫以外のテナントからの廃棄物についても考慮し予測した。	仙台市長意見

(空白ページ)

第 5 章 関係地域の範囲

(空白ページ)

第5章 関係地域の範囲

関係地域については、『第7章 環境影響評価項目、調査・予測・評価の手法』に示す項目のうち、各環境要素について影響が及ぶと想定される範囲を参考に設定した。

環境要素ごとの影響範囲の考え方は、表 5-1 に示すとおりであり、関係地域として取り上げた町丁目は、表 5-2 及び図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 影響が想定される範囲

環境要素	調査・予測範囲等の考え方	関係地域の設定範囲
大気質	工事中の資材等の運搬や供用時の製品等の運搬による排ガスの影響が及ぶと想定される範囲として、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所」（以下、「技術手法」という）に記載されている距離を参考とした。	道路沿道から 150m程度
	重機の稼働に伴う排ガス、掘削等工事に伴う粉じんの影響が及ぶと想定される範囲として、「技術手法」に記載されている予測地点の設定方法を参考とした。	敷地境界から 100m程度
騒音・振動	工事中の資材等の運搬や供用時の製品等の運搬による騒音・振動の影響が及ぶと想定される範囲として、「技術手法」に記載されている距離を参考とした。	道路沿道から 200m程度
	重機の稼働に伴う騒音・振動の影響が及ぶと想定される範囲として、「技術手法」に記載されている予測地点の設定方法を参考とした。	敷地境界から 100m程度
電波障害	供用時における建築物の存在が電波障害（地上デジタル波）を及ぼす恐れのある範囲とした。	敷地境界から 100m程度
日照障害	供用時における建築物の存在が日照障害を及ぼす恐れのある範囲とした。	敷地境界から 100m程度（北側） 260m程度（西側） 200m程度（東側）
風害	供用時における建築物の存在が風害を及ぼす恐れのある建物高さの2倍程度の範囲とした。	敷地境界から 100m程度
景観	建築物の存在が眺望景観に影響が生じると考えられる主要な眺望点の調査地点を網羅する範囲とした。	敷地境界から 350m程度（西側）
自然との 触れ合い の場	工事中、供用時において眺望景観、騒音、アクセス性等の影響が生じる可能性のある、自然との触れ合いの場の調査地点を網羅する範囲とした。	調査・予測対象とする2地点を含む 範囲（敷地境界から 最大 500m程度）
廃棄物等	工事中、供用時において、廃棄物等の発生が考えられる範囲とした。	計画地内
温室効果 ガス等	工事中、供用時において、温室効果ガス等の発生が考えられる範囲とした。	計画地内

表 5-2 関係地域

区名	町丁目名
太白区	あすと長町二丁目、あすと長町三丁目、あすと長町四丁目 郡山二丁目、郡山五丁目、郡山六丁目、郡山七丁目 諏訪町

【注】影響が想定される範囲の考え方の補足

[境界①]

計画地西側は、『仙台名取線』を走行する車両に伴う騒音等の影響及び、当該建築物を視認できる JR 太子堂駅を含む東北本線までの範囲とした。

[境界②]

最北部は、『仙台名取線』における、『長町八木山（その 8）線』から北側の交通量は 14,581 台/12h、南側の交通量は 16,352 台/12h（参考：令和 3 年度道路交通センサス）であり、増加交通量に伴う騒音等への影響を踏まえ、『長町八木山（その 8）線』までの区間とした。

[境界③]

北部東側は、『仙台名取線』を走行する車両に伴う騒音等の影響を踏まえ、道路から 200m の範囲とした。

[境界④]

計画地北側は、建設機械の稼働に伴う騒音等の影響を踏まえ、計画地敷地境界から 100m の範囲とした。

[境界⑤]

計画地東側は、『長町籠ノ瀬線』を走行する車両に伴う騒音等への影響を踏まえ、道路から 200m の範囲（ただし、最大国道 4 号ま）及び、建設機械の稼働に伴う騒音等への影響を踏まえ、計画地敷地境界から 100m の範囲とした。

[境界⑥]

計画地南側は、『長町籠ノ瀬線』を走行する車両に伴う騒音等への影響を踏まえ、道路から 200m の範囲とした。

なお、上記の境界①～⑥は、図 5-2 の番号と対応する。

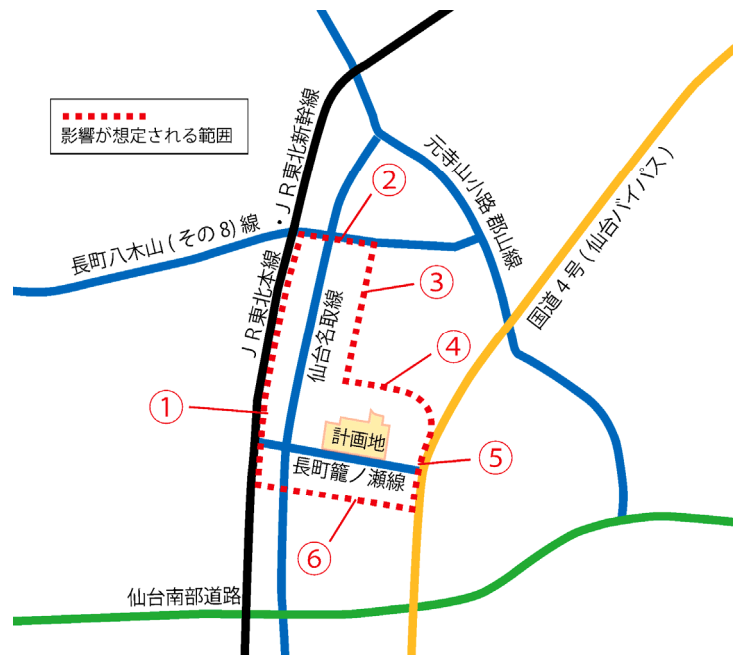


図 5-2 影響が想定される範囲の考え方（補足図）

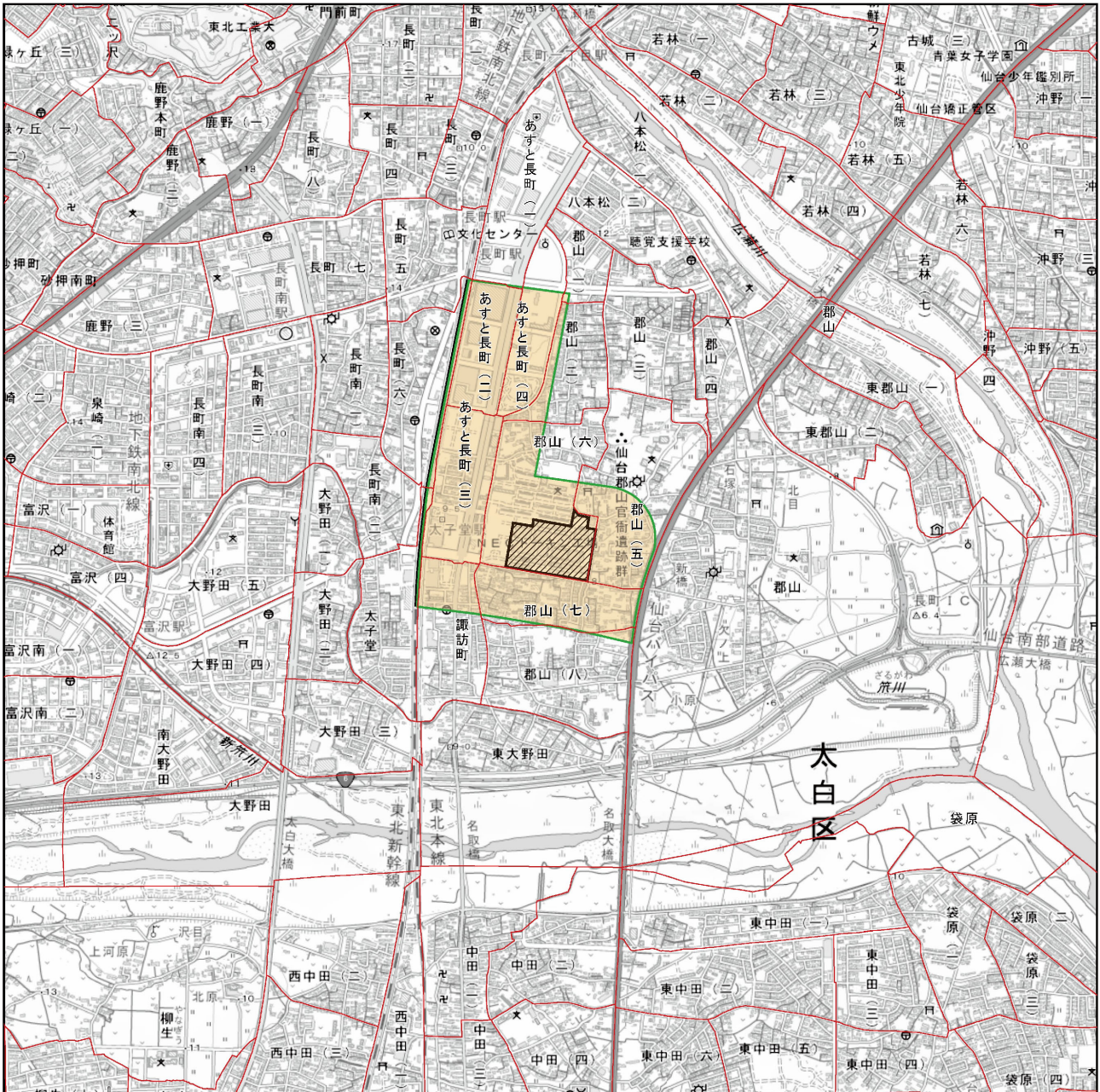

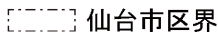
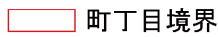
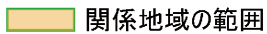
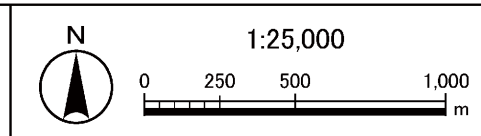


図 5-1 関係地域の範囲

凡例

-  計画地
-  仙台市区界
-  町丁目境界
-  関係地域の範囲



出典:「境界データダウンロード 小地域 (町丁・字等別)」(独立行政法人統計センターHP、令和 6 年 9 月閲覧)

(空白ページ)